

奈 企 第 1025 号

令 和 元 年 11 月 19 日

奈良市監査委員 東 口 喜 代 一 様
同 中 本 勝 様
同 松 下 幸 治 様
同 太 田 晃 司 様

奈良市長 仲 川 元 庸

包括外部監査の結果に対する措置状況について（通知）

奈良市包括外部監査人より提出があった「包括外部監査の結果報告書」について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項の規定に基づき、当該監査の結果に対する措置状況を別紙のとおり通知します。

平成17年度包括外部監査「財務管理事務の執行状況と財務管理組織の整備状況について」の結果に対する措置状況について

第二 監査の実施及び結果

V. 監査の結果

1. 赤字事業の事業資金を有利子負債で調達するのは不健全である

(経営企画課)

【監査結果】

奈良市の下水道事業は、その事業資金の多くが市債によって調達されており、平成16年度末の下水道事業に係る市債残高は500億円を超えている。一方で奈良市の下水道事業は、「I. 2 (2) 特別会計の財政状況の評価」で述べたように、支払利息控除後の「当年度事業収支」のみならず支払利息控除前事業収支も赤字であった可能性が高い(注V-1)。

赤字事業は支払利息を事業収入によって賄うことができないから、赤字事業の事業資金を有利子負債によって調達するならば、利息負担の増大がさらに赤字を増大させるという悪循環に陥るので、不健全である。「債務者は赤字補填資金を借入れてはならず、債権者は赤字補填資金を融資してはいけない」というのは、財務の基本原則である。

地方財政法第6条は、「公営企業の経費は、その性質上当該公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費及び当該公営企業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費を除き、当該企業の経営に伴う収入(第5条の規定による地方債の収入を含む)をもってこれに充てなければならない」としている。これは、公営企業は原則として独立採算で経営されるべきであって、公営企業の事業損益(収支)の赤字を一般会計等が損失補填してはならない(納税者に負担させるべきではない)ことを規定しているものである。

しかし、地方財政法第6条が“当該企業の経営に伴う収入”について「(第5条の規定による地方債の収入を含む)」と規定していることを根拠に、この規定を「公営企業の事業損益(収支)の赤字を一般会計等が損失補填する(納税者に負担させる)ことは許されないが、それを地方債の収入で補填するのは良い、という趣旨である」と解釈する見解もあるかもしれないが、それは誤りであろうと考える。なぜならば、公営企業の事

業損益（収支）の赤字を地方債の収入で補填するならば、利息負担により赤字がさらに増大し、増大した赤字を結局は納税者が負担せざるを得ないことになり、公営企業の事業経費は原則として事業の受益者が負担すべきであるという当該規定の趣旨に反するからである（注V-2）。

公営企業の事業資金を地方債で賄っても良いのは、公営企業の事業損益（収支）が黒字である場合（支払利息控除前利益が支払利息よりも大きい場合）である。事業損益が赤字の場合は自己資本を投入して地方債を返済することにより、金利負担を減らして赤字の縮小をはかるべきである。

したがって奈良市は、下水道事業に対してできるだけ多くの自己資本を投入することにより、下水道事業に係る市債残高を減少させる必要があるであろう。また下水道事業の支払利息控除前の赤字を減少させるためには、下水道使用料の値上げ（営業収益の増加）かまたは事業経費の削減（あるいは両方）が必要である。いずれにしても下水道事業については、抜本的な経営及び財務改善計画を策定することが必要であろう。

（注V-1）奈良市の下水道事業には地方公営企業法が適用されておらず、したがってその会計は、発生主義による企業会計ではなく現金収支会計なので、事業損益が測定されていない。しかし「I. 2（2）①」で述べたように、奈良市の下水道事業は支払利息控除前事業収支（損益）も赤字であったと推定される。

（注V-2）地方公営企業法第17条の2は地方財政法第6条と概ね同様の趣旨の内容を規定しているが、「（地方債の収入を含む）」というカッコ書きはない。

【措置の内容】

下水道などの公共インフラ事業は開始当初は自己資本がなく、短期に集中して多額の投資を要する事業です。一方、その事業効果は長期にわたるため、財源については地方債を充当することで世代間の公平を図っています。

独立採算という公営企業の原則に従えば、費用に見合った使用料設定をするべきですが、公共下水道事業は極めて公共性が高く、生活環境の保全や河川環境及び洪水等都市災害の防止等、市民生活を守るという一面もあるため、一般会計から繰入れを行うことで使用料水準を抑制してきました。

しかし、望ましい状態ではないことから、平成25年9月分から下水道使用料を約30%

引き上げ、収支改善を図り、一般会計からの繰入れを削減しました。また平成26年4月1日に下水道事業に地方公営企業法を適用するとともに上水道部局との組織統合を行い、更なる経営の効率化と経営状況の明確化を図ってまいりました。

平成29年度から令和8年度までの財政収支見通しでは、令和2年度には資金が不足する見込みとなるため、平成30年度には有識者会議や上下水道事業運営審議会を開催し、議会承認を得て令和2年5月分から下水道使用料を約20%引き上げることとなりました。採算性を考慮した計画を策定し、適正な料金設定をすることにより使用料収入の増加を図るとともに、更なる経費削減を行い、健全な経営に努めてまいります。